別添2

山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係る
ブランディング向上事業業務委託企画提案評価基準

○審査項目、審査の視点、項目別配点

	審査項目	配点	審査の視点
1	業務遂行に対する評価	20	・ 山形県の観光資源及びマスタープランに関する知識を十分に有しているか。 ・ 観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」について、事業趣旨を適切に把握しているか。 ・ 日本国内の自治体等と同種又は類似の業務を契約し遂行した実績があるか。 ・ 受託に際し十分な実施体制を有しているか。
2	提案に対する評価	55	（１）ブランドブック及びブランドサイトのコンテンツ拡充に関すること（25点） ・マスタープランの内容に沿ったコンテンツ拡充方針になっているか。 ・需要調査の手法はターゲット国のニーズを把握できる内容となっているか。 （２）インナーブランディングの浸透とルール化に関すること（25点） ・地域事業者がブランドの理解度や解像度を高めることができる提案となっているか。 ・提案内容が地域事業者が統一的にブランドを使用できるものになっているか。 （３）その他追加提案に関すること（5点） ・さらなる効果的なブランディング向上の提案があるか。
3	実施体制・工程管理	15	・委託期間満了日まで無理なく確実に業務を遂行できるとともに、業務の趣旨に沿った効果的な活動スケジュールの提案となっているか。
4	経費積算の妥当性	10	・経費の積算内容に妥当性はあるか。（積算について不備があるなど、明らかに不適切と認められる場合は、当該提案者は選定の対象としない。）
	合計	100	